

## 船舶事故調査報告書

平成29年11月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成28年10月20日 09時30分ごろ～21日 11時00分ごろの間）
発生場所	宮城県石巻市追波湾 寺浜灯台から真方位205° 4.0海里（M）付近 （概位 北緯38° 34.6′ 東経141° 29.5′）
事故の概要	プレジャーボート翔徳丸は、転覆した状態で養殖施設に引っ掛かっているところを発見され、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	平成28年10月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 翔徳丸、0.2トン 210-56244宮城、個人所有 4.38m (Lr) × 1.16m × 0.52m、FRP ガソリン機関、14.7kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年12月26日 免許証交付日 平成25年7月10日 （平成30年12月25日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西～北西、風力 3～6 海象：波向 南～東、波高 約1.5～2.0m、水温 約19℃ 石巻市には、10月20日09時25分に強風注意報が発表され、21日03時10分に解除された。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成28年10月20日06時00分ごろ、知人の漁船員から釣りえさを購入した後、釣りをを行う目的で石巻市北上川の新北上大橋付近の係留地から出航した。 本船は、09時30分ごろ、北上川河口の東方沖の養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）付近で、船長が1人で釣りをしていると

	<p>ころを、付近を航行していた漁船の船長に目撃された。</p> <p>本船は、転覆した状態で本件養殖施設に引っ掛かっていたところを、21日11時00分ごろ付近を航行していた別の漁船の船長により発見され、石巻市北上漁港にえい航された後、同漁船の船長から連絡を受けた漁業協同組合の担当者により海上保安庁に通報された。</p> <p>船長は、連絡がとれなくなっていたので、落水したものとして海上保安庁、警察等による捜索が行われたが発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、05時00分ごろに自宅を出発し、1人で本船に乗り組んで釣りをを行い、同日の14～15時ごろには帰宅していた。</p> <p>本船は、船外機付の和船型で、操舵室等の構造物がなかった。</p> <p>船長は、自宅を出発する際、携帯電話を携行し、長袖シャツ、ズボン及び帽子を着用しており、ふだん、乗船時には長靴、上下のカップ及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長の家族は、船長が夜になっても帰宅しないので、船長の携帯電話に複数回電話をかけたが、電波が通じなかった。</p> <p>本船が発見された際、船長の釣りざおの釣り針が養殖施設のロープに引っ掛かっており、釣りざおが海中に没していた。</p> <p>本船は、他船と衝突したような痕跡がなかった。</p> <p>船長の家族は、船長の知人である漁船員から、本事故当日に海が荒れてくるから沖には出ないように船長に伝えていたこと、それで船長がふだん釣りをを行っている釣り場よりも陸岸寄りの本件養殖施設付近で釣りを行っていたのだろうということを本事故後に聞いた。</p> <p>船長は、本事故当日、体調の不良等を訴えていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、20日09時30分ごろ本件養殖施設付近で船長が1人で釣りを行っているところを目撃された後、21日11時00分ごろ転覆した状態で本件養殖施設に引っ掛かっていたところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件養殖施設付近で釣りを行っているところを目撃されていること、船長の釣りざおの釣り針が本件養殖施設のロープに引っ掛かっていたこと、及び本船が転覆した状態で本件養殖施設に引っ掛かっていたことから、本件養殖施設付近で釣り中に落水して行方不明となった可能性があると考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	船長の救命胴衣の着用状況を明らかにすることはできなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、本件養殖施設付近で船長が1人で釣りを行っているところを目撃された後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な高さの保護柵等がない船上では、救命胴衣の着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。</li> <li>・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を身に着けておくことが望ましい。</li> <li>・ 風波の影響を受けやすい小型船舶は、気象及び海象状況に十分注意し、<sup>たん</sup>堪航性に問題がある場合は出航を中止する、又は早期に避難すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

